

# うきは市農業委員会第23回総会議事録

[開催日時] 令和2年1月10日(金)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 三階大会議室

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願(農委)について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

- 報告第1号 農地法第5条許可取消について
- 報告第2号 永小作の解約通知について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報告第4号 地目変換について
- 報告第5号 農業用施設設置に伴う農地転用届について
- 報告第6号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

- |         |     |     |    |     |        |
|---------|-----|-----|----|-----|--------|
| 会長      | 16番 | 佐々木 | 芳幸 |     |        |
| 会長職務代理人 | 15番 | 中村  | 稔  |     |        |
| 委員      | 1番  | 赤司  | 正光 | 9番  | 堀江 清成  |
|         | 2番  | 山下  | 保則 | 10番 | 竹石 正芳  |
|         | 3番  | 吉瀬  | 正毅 | 11番 | 樋口 美智子 |
|         | 4番  | 石井  | 好人 | 12番 | 堀江 裕一郎 |
|         | 6番  | 佐藤  | 景一 | 13番 | 樋口 健次  |
|         | 7番  | 尾花  | 里美 | 14番 | 佐藤 春義  |
|         | 8番  | 梶村  | 輝明 |     |        |

(欠席委員) 5番 山手 忠男

(農業委員会職員)

- |      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 石井 太  |
| 係長   | 樋口 秀夫 |
| 技師   | 堀江 太一 |

局長 只今より第23回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をお願いします。

議長 本日の欠席委員は5番委員です。議事録署名人は4番委員と6番委員にお願いします。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。親から子への所有権移転贈与との事で、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

14番 場所は中園地区になります。立派な農地ですがここしかないという事で、地の高さも北側の道路と同じくらい上げるとの事です。下水の方もマスを設置して下水管に流し込むとの事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案1-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通りです。特に問題ないと思いますが、開発協議の進捗具合を説明していただきたいと思います。よろしくお願い致します。

8番 集合住宅を6戸建設予定との事です。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは開発協議の進捗状況の説明をお願いします。

事務局 建物を建てるにあたっては建築確認が本当に通るのか通らないのかという所で、それが通らない事には事業自体が成り立ちませんので、その点の協議がどうなっているのかという所です。もう一点接道の件がありまして、道路の方にある一定の幅が接していないと家が建てれないという決まりがあり、提出された図面の方を確認した所、大丈夫なのかと考えております。ですので、今後協議が進んでいくのであろうと考えております。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。  
議長 採決に入ります。議案1-2に賛成の方挙手を求めます。  
議長 賛成多数ということで、許可相当とし県の方に進達します。  
議長 続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。  
分科会長 申請地は見渡す限り農地でこのような所に建てていいものなのかと思ってましたが、県の方が農振除外を許可したという事で分科会としても大丈夫だろうと考えております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは担当委員説明をお願いします。  
10番 先日現地を確認しましたが、申請地が農地の真ん中ですのでどうかと思って本人とも色々話した所、後継者もおり今後規模を拡大していきたいとの事でしたので、建てたいとの事でした。雨水につきましては北側の用水路に流し込むとの事でした。また、南側に残る農地の用水は水口が二つありますので、その片方にパイプを通して水を引くとの事でした。倉庫からでる騒音につきましては、周りに住宅はありませんので問題ないのかなと思います。将来的に考えるといいことなのかなと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。  
12番 今回事務局は代替え地などの検討はしたんですか？荒廃地が沢山あるわけですので、その辺はどうなのかなと思ひまして。

事務局 申請者の農地をすべて確認して検討した所、すべての農地の条件はほぼ同じでした。今後の規模拡大の事などを総合的に考慮した上で今回の申請地が妥当だという判断に至りました。

12番 では、他の人の農地では考えていなかったという事ですね？

事務局 はい、そうです。  
局長 代替え地検討は5つの候補を出していただきます。今回の場合は軽微な変更ということなので地目はそのままですので、もう少し宅地に近い、農業に適さない場所にしてはどうかと提案しておりましたが、申請者が今回の申請地を今後の規模拡大するにあたっての拠点にしたいという思いが強かったため、只今皆様にご審議して頂いております。

4番 私も以前は家のそばに農業用倉庫がありましたが、騒音やホコリで近隣に迷惑がかかってしまうので、今は田の真ん中に設置しています。そのような事から今回の申請は仕方ないのかなと思います。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案2-1に賛成方挙手を求めます。  
議長 賛成多数ということで許可相当とし、県の方に進達します。  
議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案2-2上程)  
事務局 (議案2-2説明・朗読)  
議長 それでは分科会長の意見を求めます。  
分科会長 場所は生葉の回転寿司の南側で、隣の配送会社に貸して駐車場にするとの事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。  
議長 それでは担当委員説明をお願いします。  
8番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。  
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。  
議長 議案2-2に賛成の方挙手を求めます。  
議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。  
議長 引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案2-3上程)  
事務局 (議案2-3説明・朗読)  
議長 それでは分科会長の意見を求めます。  
分科会長 場所はバイパスのナフコの北側になります。申請者は電気工事屋を営んでいるようで、倉庫の増築をしたいとの事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。  
議長 それでは担当委員の説明を求めます。  
4番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。  
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります  
議長 議案2-3に賛成の方挙手を求めます。  
議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。  
議長 続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案3-1上程)  
事務局 (議案3-1説明・朗読)  
議長 それでは担当委員の説明を求めます。  
14番 場所はうきは斎場の近くの橋の所になります。申請者は土木会社ですがレモンやナシを植えるとの事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろ

しくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案3-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引く続き議案3-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-2上程)

事務局 (議案3-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明をお願いします。

分科会長 先日ヒアリングを行いました。ブルーベリーを作るという事です。申請者は博多区で建築士の仕事をしておりますが、うきはまで45分かけて通って営農していくとの事でした。販路としては観光農園、道の駅、ネット販売を考えているとの事です。意欲は申し分ないのですが、収益を上げれるかということを中心に心配しております。農業委員会としてのバックアップも必要だと感じました。

議長 それでは担当委員説明をお願いします。

6番 場所はやまどんの近くになります。申請地はもともと譲渡人がブルーベリーの観光農園を営んでいたもので、場所と施設は申し分ありません。新規就農という事で心配事は多々あると思いますが、最初は我慢して頑張って営農していただけたらと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

3番 営農計画を見ていると意欲は素晴らしいのですが、しっかりとしたサポートがないと現実的に難しいと思います。

4番 うきは市に移住の考えなどはあるのですか？

6番 後々考えていくとのことでした。

事務局 申請者は半年～1年を目途に会社を退職するとの事で、そうすると年間200日は可能なのかなと思います。奥さんの方はパートという事で比較的自由が利くので奥さんが一人で畑に行くことも考えているようです。今のところは博多の方から通うとの事でしたが、忙しくなり通いでは難しいとなった場合は移住も考えているとの事です。

12番 新規就農のフォローは現在は推進員に任せていますが、新規就農を定着させるためにも、それだけではなく普及センターや農林振興課を含めたサポートのシステムを事務局に考えていただきたいと思います。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案3-2に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数と認め許可とします。

議長 引き続き議案3-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 3 上程)

事務局

(議案 3 - 3 説明・朗読)

議長

それでは担当委員説明をお願いします。

15 番

場所は RDF の南側です。現在もすでに借りて譲受人が耕作しており、所有権をそのまま移すとの事です。高齢ではありますが、まだまだ元気でやる気もあります。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長

議案 3 - 3 に賛成の方挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 3 - 4 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 4 上程)

事務局

(議案 3 - 4 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の私から説明をさせていただきます。

16 番

申請地は山春小学校の東側に芝尾山団地という国営パイロット事業を行った所があります。現在は荒廃しておりましたが、譲受人が解消しております。譲受人は認定新規就農者で頑張ってくれると思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長

議案 3 - 4 に賛成の方挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 3 - 5 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 5 上程)

事務局

(議案 3 - 5 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

14 番

場所は山北のセブンイレブンの近くになります。譲受人は野菜を作るとの事です。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長

議案 3 - 5 に賛成の方挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 3 - 6 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 6 上程)

事務局

(議案 3 - 6 説明・朗読)

- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 2 番 申請地は 30 年ほど前からハウスが建っておりマンゴーとブドウを作っている  
そうです。今回はブドウの方にパイプハウスを設置したいとのことで、その補  
助金申請のためとの事です。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議長 議案 3－6 に賛成の方挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案 3－7 を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案 3－7 上程)
- 事務局 (議案 3－7 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 1 番 譲渡人は離農するという事で今回売買に至りました。譲受人は野菜を作ろうと  
考えているそうです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお  
願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議長 議案 3－7 に賛成の方挙手を求めます。
- 議長 賛成多数と認め許可とします。
- 議長 次の議案 3－8・3－9 は関連がありますのでまとめて審議をお願いします。  
それでは事務局説明をお願いします。  
(議案 3－8・3－9 上程)
- 議長 (議案 3－8・3－9 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員説明を求めます。
- 11 番 申請地は合所ダムの登り口の付近になります。親族同士の農地の交換という事  
です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 4 番 甥の方は住所が新宮町ですが今まで管理はどうしていたのですか？
- 11 番 また別の叔父が野菜を作っていたようです。
- 議長 それでは採決に入ります。議案 3－8・3－9 に賛成の方挙手を求めます。
- 議長 賛成多数という事で許可とします。
- 議長 続きまして議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願（農委）に  
ついてを議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案 4－1 上程)

- 事務局 (議案4-1説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員説明をお願いします。
- 11番 先ほどの説明の通りです。現在は申請人が申請地を借りてブドウを作っていますが、今後は柿に改植するとの事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 4番 買受適格証明願が1名しか出ていない場合はこの方が買うという事になるのですか？
- 事務局 はい、そのようになります。
- 1番 公売の金額は設定されているのですか？
- 局長 税務課の方で適正金額を出して、その金額で入札してもらうという事になります。
- 事務局 例えば3名購入希望者が居て、その3名が3条申請で農地を取得する権利があるかどうかを審議します。そして権利があると認められた場合は買受適格証明願を発行します。その権利を得た3名の中から1番高い金額を提示した人に所有権移転という流れになります。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議長 議案4-1に賛成の方挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案第5号1～5上程)
- 事務局 (議案第5号1～5説明・朗読)
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議長 議案第5号1～5に賛成の方は挙手を願います。
- 議長 全員賛成という事で、うきは市長に報告します。
- 議長 続きまして報告に移りたいと思います。事務局説明をお願いします。
- (報告1～6上程)
- (報告1～6説明・朗読)